

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 19 日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 鈴木 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所川崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 6 日 午前 9 時 30 分 横浜地方裁判所川崎支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 24 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	48,710,000 38,968,000	一括	9,742,000	204,591	0
1	14,610,000				
2	34,100,000				
備考	固定資産税欄記載の金額は、都市計画税を含む。				



物 件 目 録

- 1 所 在 川崎市高津区新作六丁目
 地 番 290 番 7
 地 目 宅地
 地 積 168.59 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 川崎市高津区新作六丁目 290 番地 7
 家屋 番号 290 番 7
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 71.58 平方メートル
 2 階 77.65 平方メートル



物件明細書

令和 8 年 7 月 6 日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 鈴木 誠

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 川崎市高津区新作六丁目 |
| | 地 番 | 290 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 168.59 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地一部公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 川崎市高津区新作六丁目 290 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 290 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 71.58 平方メートル
2 階 77.65 平方メートル |



令和 8 年(ヌ)第 15 号
令和 8 年 4 月 17 日受理
令和 8 年 6 月 3 日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所 川崎支部
執行官 小 野 将太郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 川崎市高津区新作六丁目 |
| | 地 番 | 290 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 168.59 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川崎市高津区新作六丁目 290 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 290 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 71.58 平方メートル
2 階 77.65 平方メートル |

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	川崎市高津区新作六丁目 1 1 番 1 1 号
土 地	物件 1
現 況 地 目	☒ 宅地一部公衆用道路 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 (A) ☐ その他の者 上記の者が本土地の宅地部分上に下記建物を所有し、占有している ☒ 本土地の公衆用道路部分については、不特定多数が通行する公衆用道路として使用されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
下 記 以 外 の 建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
そ の 他 の 事 項	
建 物	物件 2
種 類 , 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種 類 : 構 造 : 床面積 : }
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 (A) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
上 記 以 外 の 敷 地 (目 的 外 土 地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
そ の 他 の 事 項	
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (A (債務者) の配偶者)	1 本件建物は、二世帯住宅です。玄関1を出入口とする1階部分、玄関2を出入口とする2階部分に構成されています。元々は内部通路により各世帯部分の接続が可能な設計になっていましたが、現在はパーテーションを作り空間を区切っているため、内部では各世帯部分を行き来することができません。 2 玄関1を出入口とする1階部分は主にC (Aの母) が使用しています。玄関2を出入口とする2階部分はAと私が主に使用しています。ただし、住民票上では世帯主はあくまでAであり、私とCはその世帯員として登録している点を申し添えます。 3 目的物件の使用状況及び不具合は下記のとおりです。 (1) 本件建物に、雨漏りや傾き等の大きな不具合はありません。 (2) 本件建物内で犬2匹を飼っています。 (3) 本件建物内で喫煙する家族がいます。 (4) 本件建物には屋根裏収納があります。 (5) 本件土地について、近隣住民と境界等の問題は起きていません。
■ A (債務者)	1 本件建物は、私が居宅として使用しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、間取図及び写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有関係については、前記記載のとおりである。
- 3 本件建物は二世帯住宅である。玄関1を出入口とする1階部分、玄関2を出入口とする2階部分に構成されている。元々は内部通路により各世帯部分の接続が可能な設計になっていたが、現況はパーティションにて区切られているため、内部では各世帯部分を行き来することができない。よって各世帯部分はそれぞれ独立排他的な空間として存している。占有状況についてであるが、関係人の陳述及び立入調査の結果等を勘案した結果、本件建物の全世帯部分をAが占有しているものと認めた。なお、B及びCに主たる占有はなく、あくまでB及びCはAの占有補助者に過ぎないものと認めた。
- 4 本件建物は、全体的に経年相応の劣化及び損耗が認められた。
- 5 本件建物には屋根裏収納が存している。
- 6 評価人が調査において確認した本件建物に係る建築確認等台帳記載事項証明書等に基づけば、本件土地のうち、宅地（敷地）部分が144.96平方メートルであり、私道部分が23.63平方メートルであると認められる。私道部分はアスファルト舗装されており、本件土地が東側で接する私道の一部を構成している。
- 7 本件土地上に物置が2個存しているが、いずれも基礎部分は土地に定着していないことから動産であると認めた。
- 8 評価人によると、本件土地の東側に接する道路は私道（建築基準法第42条第1項第5号該当道路）である。なお、上記6のとおり本件土地の私道部分が同私道の一部を構成している。また、本件土地の北側に接する道路は建築基準法非該当道路である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月22日（水） 8：30 — 8：57	目的物件所在地	不在，照会書投函，外観調査，写真撮影
令和8年4月27日（月） 13：00 — 13：15	執行官室（郵送）	Aから電話聴取
令和8年5月27日（水） 9：43 — 9：53	横浜地方法務局 川崎支局	土地登記事項証明書受領 建物等登記事項証明書交付請求（該当なし）
令和8年5月29日（金） 9：50 — 11：03	目的物件所在地	Bと面談，立入調査（評価人同行）

（特記事項）

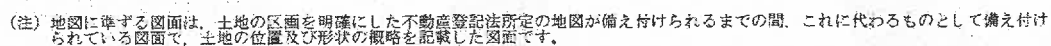
☒ 令和 8年 5月29日
 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
 目的物件は不在で施錠されていたので，立会人 を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
 休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

4 287-1



▲ 新作6丁目

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(6 枚目)

登記年月日：平成13年7月4日

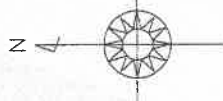
067529

各階平面図

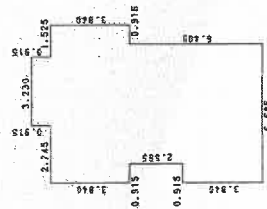
家屋番号 290-7

建物図面

建築物の所在 川崎市高津区新作6丁目290番地7



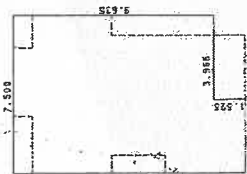
1 階



求積表

0.915	X	3.230	=	2.955450
3.840	X	7.500	=	28.800000
2.565	X	5.670	=	14.543550
3.840	X	5.585	=	21.444600
合 計				71.585400
床面積				71.58 ㎡

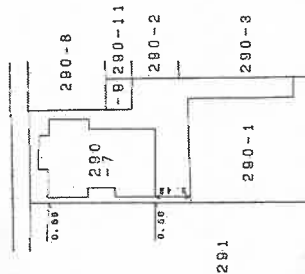
2 階



求積表

11.150	X	3.535	=	39.450600
9.635	X	3.965	=	38.202775
合 計				77.653375
床面積				77.65 ㎡

○は写真撮影位置・方向



本図面はA3版をA4版に縮小したものである

平成13年7月4日 登記

作製者

縮尺 1/250

申請人

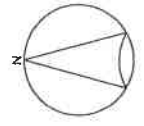
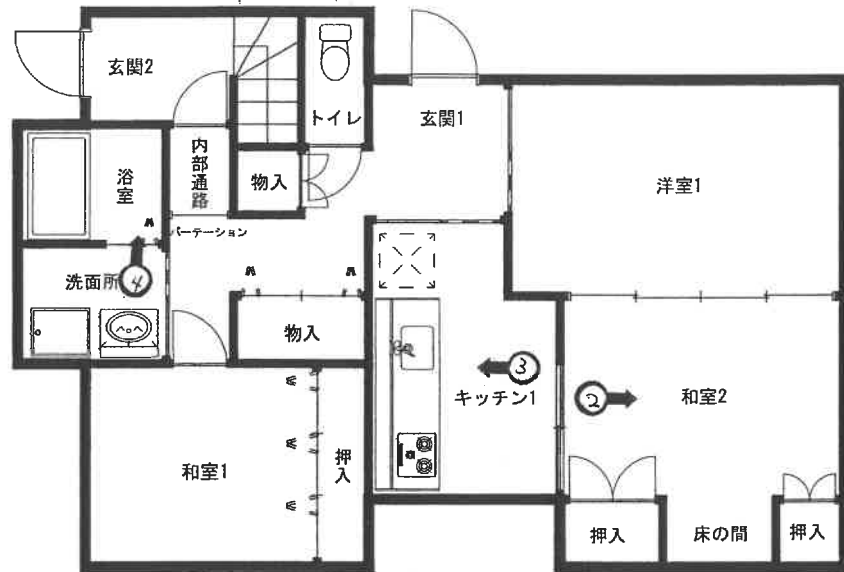
縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月4日 横浜地方裁判所 庶務出所

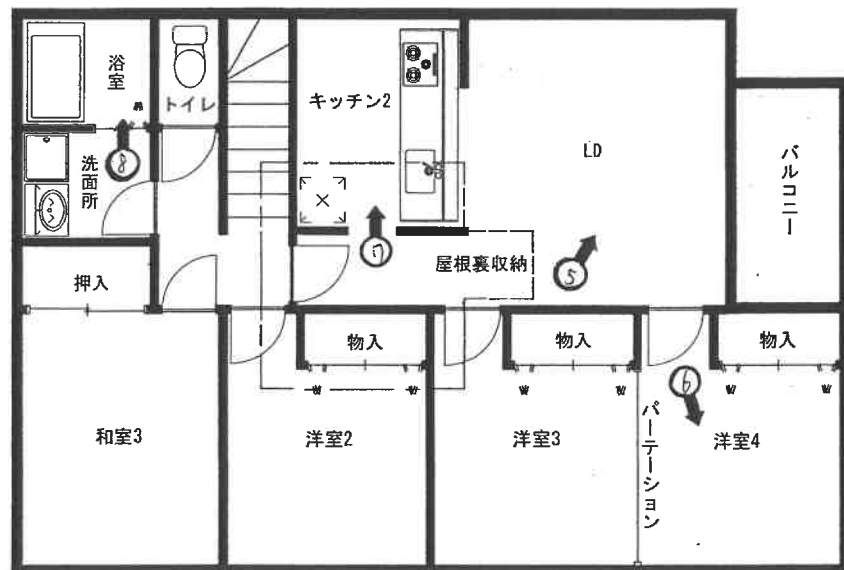
登記官

間 取 図

1階



2階



←○は写真撮影位置・方向

①本件建物



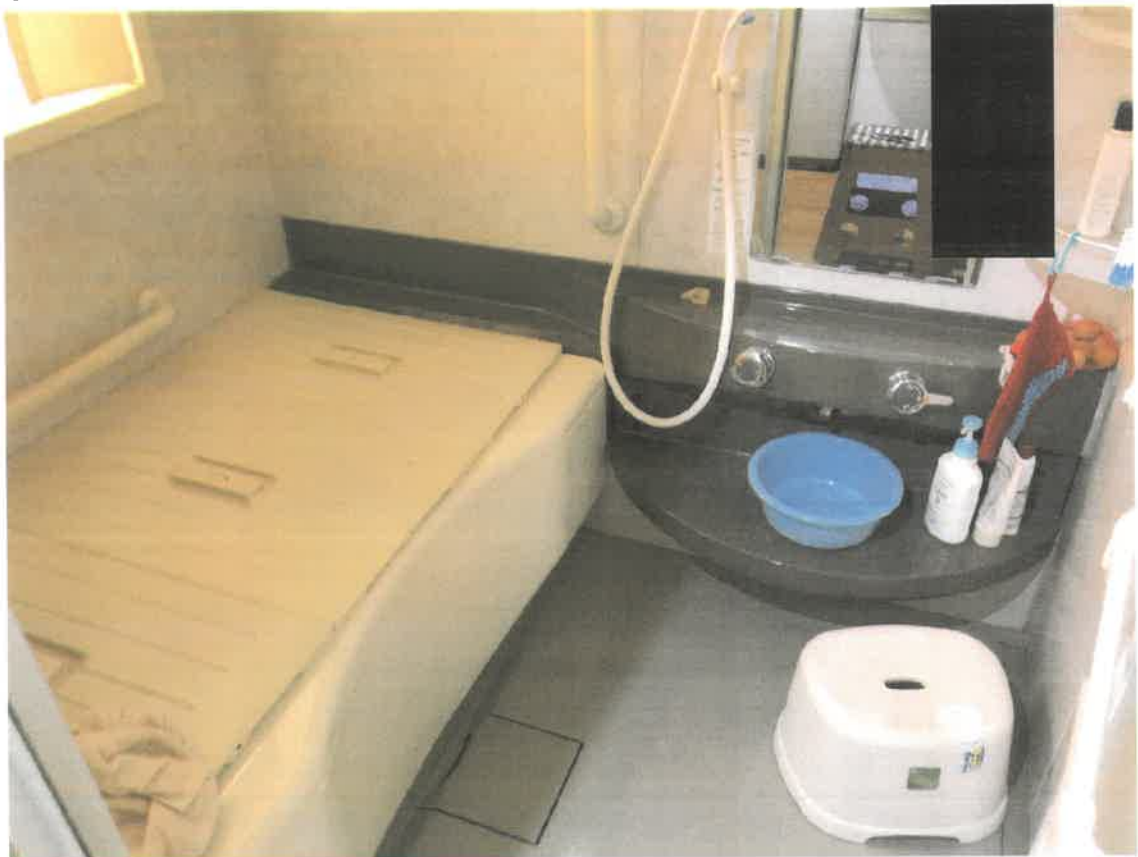
②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



令和 8 年（ヌ）第 15 号
令和 8 年 5 月 29 日 現地調査
令和 8 年 6 月 4 日 評 価

横浜地方裁判所川崎支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

坂 元 陽

第1 評価額

一括価格（合計）	
金 48,710,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 14,610,000 円
物件2（建物）	金 34,100,000 円

- ① 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載の通り	地目：宅地、公衆用道路
2		(住居表示) 「新作6-11-11」
特 記 事 項		
特になし		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 川崎市高津区新作六丁目 |
| | 地 番 | 290番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 168.59平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川崎市高津区新作六丁目290番地7 |
| | 家屋 番号 | 290番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 71.58平方メートル
2階 77.65平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR南武線「武蔵新城」駅の南西方約400m（道路距離） （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅、マンション等が混在する住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% 準防火地域 第2種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	168.59㎡ （宅地部分及び私道部分の合計） ほぼ整形（宅地部分） 間口約5.4m、奥行約15m 概ね等高
接 面 道 路 の 状 況	東側約5.4mが幅員約4mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号）に概ね等高に、北側約9mが幅員約1.7mの舗装道路（建築基準法外）に概ね等高に接面	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」の通り	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	あり
	下 水 道	あり
特 記 事 項	◇物件1土地の現況は、宅地部分及び私道部分により構成されており、当該私道部分は物件1土地が東側で接面する私道（建築基準法第42条第1項第5号）の一部を構成している。なお、宅地部分の数量は、物件2建物建築時における敷地面積が144.96㎡、固定資産（土地）課税台帳記載事項証明書における課税地積が145.46㎡とされ、各数量の差異は僅少であること、建築時期等に係る資料の信頼性、また、現地概測の結果等を踏まえ、宅地部分の地積を144.96㎡、私道部分の数量を登記記載数量から控除した23.63㎡をもって採用数量とした。 ◇北側道路は、現況公路として機能しているが、道路認定、建築基準法上の道路としての扱いはいずれも認められない。 ◇上記供給処理施設については、いずれも東側私道から配管、接続されている。 ◇目的土地は川崎市水害ハザードマップの浸水想定区域に該当する。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成13年6月14日新築（登記記載）
	経 過 年 数	約25年
	経済的残存耐用年数	約10年
仕 様	構 造	軽量鉄骨造 2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス貼等
	天 井	ビニールクロス貼、プリント合板等
	床	フローリング、畳、クッションフロア等
	設 備	キッチン、洗面所、浴室、トイレ等
	その他	特になし
床 面 積 （ 現 況 ）	1階：71.58㎡、2階：77.65㎡ 延べ：149.23㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	7LDK（附属資料建物概略間取図の通り）
品 等	普通	
保守管理の状況	普通	
建物の利用状況	令和8年5月29日：内部立入調査 調査時点において、所有者Aが住居として使用、占有し、同居するその家族（配偶者B、母C）は占有補助者と認められる。	

特 記 事 項	◇物件2建物は建築確認を受け、竣工時に検査済証の交付を受けている建物であり、建築確認等台帳記載事項証明書に基づく概要は以下の通りである。 ・敷地面積：144.96㎡ ・延床面積：149.23㎡ ・確認済証番号：12-25288（平成12年12月18日交付） ・検査済証番号：12-25288（平成13年6月19日交付） ◇物件2建物は2世帯住宅として設計、施工された建物であり、概ね東側を玄関（玄関1）とする1階部分、北側を玄関（玄関2）とする2階部分により構成される。なお、内部通路（建物概略間取図参照）により、各世帯部分の接続が可能な設計となっているが、現況はパーテーションにて区切られている。 ◇物件2建物の2階上部に屋根裏収納が設置されている。 ◇所有者A及び配偶者Bから下記概要の陳述が得られている。 ・本件建物は二世帯住宅です。玄関1を出入口とする1階部分、玄関2を出入口とする2階部分により構成されています。元々は内部通路により各世帯部分の接続が可能な設計になっていましたが、現在はパーテーションにより空間を区切っているため、内部で各世帯部分を行き来することはできません。 ・1階部分は主にC（Aの母）が使用、2階部分は主にA及びBが使用しています。 ・目的物件の使用状況及び不具合は下記の通りです。 ①本件建物に雨漏りや傾き等の大きな不具合はありません。 ②本件建物内で犬2匹を飼育しています。 ③本件建物内で喫煙する家族がいます。 ④本件建物には屋根裏収納があります。 ⑤本件土地について、近隣住民と境界等の問題は起きていません。 ◇上記陳述、目視による確認等に基づく現地調査の結果、物件2建物において、経年による老朽化、損耗が認められる。
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を以下の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	更地価格 (円/㎡)	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	447,000	$\frac{88}{100}$	393,000	× 168.59	× 0.9	= 59,630,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を勘酌して決定した。

地価公示 川崎高津－18

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価公示標準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 460,000\text{円/㎡} & \times & \frac{102}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{105} & = & 447,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正：概ね標準的であり特段の補正は要しない。

◇ 地 域 格 差：上記地価公示地の存する地域は、対象地域に比して街路条件が優ることを十分に考慮し、街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を踏まえた総合格差として上記の通り査定した。

◇ 個 別 格 差：物件1土地は接面状況においてやや優るが、一部建築基準法が規定する私道を含むこと等を踏まえ、総合格差として上記の通り判定した。

◇ 建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
2	290,000	× 149.23	× 0.23	= 9,950,000

現 価 率：経過年数25年、経済的残存耐用年数10年、観察減価率20%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記の通り
査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数10年}}{\text{経過年数25年} + \text{経済的残存耐用年数10年}} \times (1 - 0.20) = 0.23$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、物件1土地については土地利用権等価格を控除し、物件2建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正率等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	59,630,000	× 0.65	法定地上権	= 38,760,000

(注)土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修 正	競売 市場 修正	その他 の控除	評価額 (円)
1	59,630,000	-38,760,000		× 1.0	× 0.7		= 14,610,000
2	9,950,000	+38,760,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 34,100,000
一括価格 (合計)							48,710,000

占有減価修正：特段の修正を要しない。

市場性修正：特段の修正を要しない。

競売市場修正：▲30%と判定した。

その他の控除：特段の修正を要しない。

第6 参考価格資料

1 . 地 価 公 示 : 川崎高津－18

所 在 : 川崎市高津区千年新町8番3

価 格 : 460,000円/㎡

位 置 : JR南武線「武蔵新城」駅 約450m

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 202㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 西側6m市道

用 途 指 定 等 : 第2種住居地域 (建蔽率60%、容積率200%)

準防火地域

地 域 の 概 要 : 一般住宅の他に共同住宅も見られる住宅地域

2 . 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 (土地) 34,474,020円

物件2 (建物) 5,275,220円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写 (A3判からA4判へ縮小)

建物図面・各階平面図写 (A3判からA4判へ縮小)

建物概略間取図

以 上



請求部	所在	川崎市高津区新作六丁目				地番	290番7			
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図		
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項			

公図写

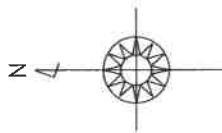
067529

各階平面図

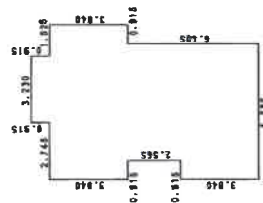
家屋番号 290-7

建物図面

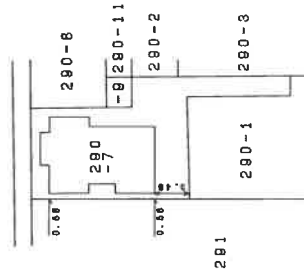
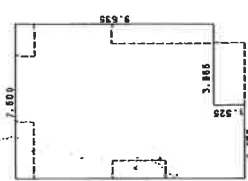
建物の所在 川崎市高津区新作6丁目290番地7



1 階



2 階



作製者

縮尺 1/250

申請人

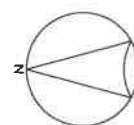
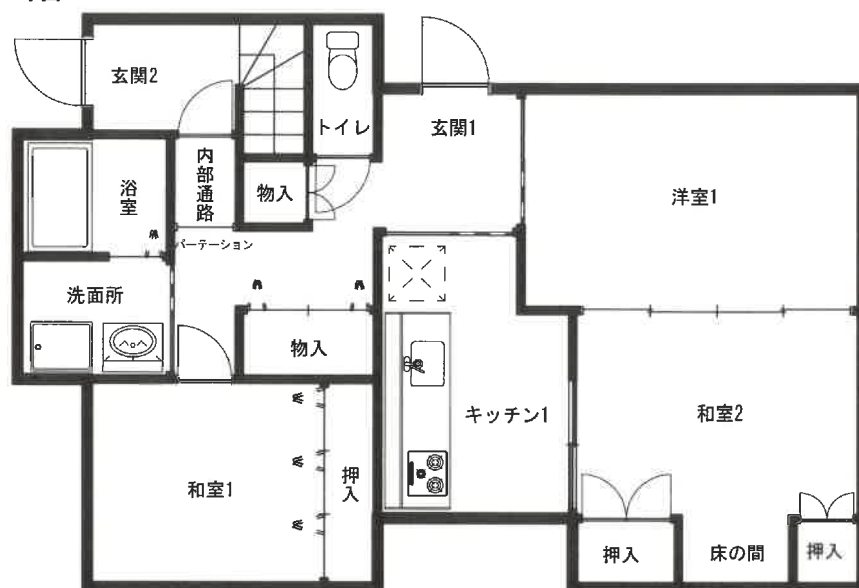
縮尺 1/500

平成13年七月四日 登記

建物図面・各階平面図写

(A3判からA4判に縮小)

1階



2階

